

養親子関係事件の国際裁判管轄

1 養子縁組の成立を目的とする審判事件

(1) 中間試案での提案

裁判所は、養子縁組の成立を目的とする審判事件（注）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

（注）単位事件類型としての「養子縁組の成立を目的とする審判事件」とは、養子縁組をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第一の 61 の項）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同法別表第一の 63 の項）をいい（「特別養子縁組」とは養子縁組のうち養子とその実方の血族との親族関係が終了するものである。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(2) 検討すべき論点

部会においては、普通養子縁組と特別養子縁組とを共通の管轄規律に服させることについては検討の余地があるとの意見もあった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

2 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え

(1) 中間試案の提案

【甲案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ② 一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき

二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき

- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）
- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ⑤ 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方（当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合は、その者を含む。）の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、養子縁組の無効及び取消しの訴え、協議離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴えをいい（なお、離縁を目的とする訴え（後記(3)）は含まない（人事訴訟法第2条第3号参照。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する

る一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注3)【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4)【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注5)【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(2) 検討すべき論点（実親子関係事件と同様の規律を設けることの適否）

中間試案においては、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（ただし離縁の訴えを除く。）は、実親子関係事件の【甲案】及び【乙案】と同様の規律を設けることを提案した。

実親子関係事件において検討した論点について、養親子関係事件においても同様の規律を設けることについて、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

3 離縁を目的とする訴え

(1) 中間試案の提案

【甲案】 裁判所は、離縁を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起

することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、離縁を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「離縁を目的とする訴え」とは、離縁の訴えをいい（人事訴訟法第2条第3号参照。なお、後記(4)「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」及び後記(5)「死後離縁を目的とする審判事件」は含まない。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注3）【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

（注4）【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

（注5）【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(2) 検討すべき論点

ア 婚姻・離婚に関する訴えと同様の規律を設けることの適否

中間試案においては、離縁を目的とする訴えの国際裁判管轄について

て、婚姻・離婚に関する訴えの【甲案】及び【乙案】と同様の規律を設けることを提案した。

そこで、離縁を目的とする訴えについて、婚姻・離婚に関する訴えに関して検討した論点について、同様の規律を設けることにつき、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

イ 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の死亡時の住所を管轄原因とすることの適否

日本法を前提とする限り、身分関係の当事者の一方が死亡した後は、他の一方が離縁の訴えを提起することはできず、死後離縁を目的とする審判事件を申立てることとなる。

この点について、離婚の訴えと同様の問題があると考えられるが、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

4 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件

(1) 中間試案の提案

【甲案】 裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人（注4）の住所が日本国内に〕あるとき（注5）
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注6）

- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者でない申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

(注1) 「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」とは、特別養子縁組の離縁の審判事件（家事事件手続法別表第一の64の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】①については、当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、それらの者の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4) 日本法では、養子のみがこれに当たる。

(注5) 【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注6) 【乙案】①については、申立人が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(2) 検討すべき論点

ア 【甲案】と【乙案】

中間試案は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件について、離縁を目的とする訴えの【甲案】及び【乙案】と同様の規律を提案するものである。部会においては、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件は、家事事件手続法においては別表第一の事件（相手方のない事件）とされるものの、身分関係の解消を目的とする点において離縁を目的とする訴えと類似の性質を持つことが指摘され、基本的に、離縁を目的とする訴えに係る管轄規律と同様の提案となった。

そこで、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

イ 身分関係の当事者（申立人を除く。）の死亡時の住所を管轄原因とすることの適否について

日本の民法においては、特別養子縁組について、当該身分関係の当事者の一方が死亡した後、当該身分関係に関し、これを離縁するといったことは認められていない。そのため、中間試案においては、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件については、例えば、身分関係の当事者（申立人を除く。）の死亡時住所を管轄原因とする規律は提案されていない。

そこで、特別養子縁組については、身分関係の当事者（申立人を除く。）の死亡時の住所を管轄原因とする規律を設けないことについて、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

5 死後離縁を目的とする審判事件

(1) 中間試案の提案

裁判所は、死後離縁を目的とする審判事件（注）について、当該身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき又は縁組の当事者の一方が死亡の時に日本国内に住所を有していたときは、管轄権を有するものとする。

（注）「死後離縁を目的とする審判事件」とは、死後離縁をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第一の 62 の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(2) 検討すべき論点

部会においては、上記提案について異論はなかったが、意見募集の結果も踏まえ、この点について、どのように考えるか。